平成3 | 年葛巻町議会3月定例会議会議録(第2号)

平成3 | 年3月4日(月)午前 | 0時 開 議

| 【再 | 開】 | |
|----|---|--------|
| _ | :録署名議員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • • |
| _ | 登問】 (1)4番 柴 田 勇 雄 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • • |
| | (2) 2番 山 崎 邦 廣 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • |
| | (3) 8番 辰 柳 敬 一 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 20 |
| | (4) 6番 姉帯 春治 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • • 28 |
| | 訂正の件 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • 34 |
| 追加 | 撤回の件】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • • 36 |

【 議案第7号、第13号上程、説明 】・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

追加日程第4 議案第7号 平成3|年度葛巻町水道事業会計予算 追加日程第5 議案第|3号 平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第2 号)

| 平成3 年葛巻町議会3月定例会議会議録(第2号) | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|------|---|---|---|---------|------|---------------|---|----|----|---|------------|
| 議事日程告示年月日 | 平成3 年2月2 日(木) | | | | | | | | | | | | |
| 再開年月日 | 平成3 年3月 日(金) | | | | | | | | | | | | |
| 会議の場所 | 葛巻町役場 | | | | | | | | | | | | |
| 会議年月日 | 平成3 年3月4日(月) 開議 0時00分 散会 4時20分 | | | | | | | | | | | | |
| | 議席番号 | 議 | 員 | 氏 | 名 | 出欠席の有無 | 議席番号 | 講 | 員 | 氏 | 名 | | 出欠席の有無 |
| 議員出席状況 | ı | | | | | | 6 | 姉 | 帯 | 春 | 治 | | \bigcirc |
| (凡例) | 2 | 山 | 崎 | 邦 | 廣 | 0 | 7 | 山 | 岸 | は・ | る美 | | |
| ○ 出 席 | 3 | 大 | 平 | | 守 | 0 | 8 | 辰 | 柳 | 敬 | | | \bigcirc |
| 選 選 刻 退 早 退 | 4 | 柴 | 田 | 勇 | 雄 | 0 | 9 | 高 | 宮 | _ | 明 | | \bigcirc |
| | 5 | 鈴 | 木 | | 満 | \circ | 10 | 中 | 崎 | 和 | 久 | | \bigcirc |
| 会議録署名議員 | 5 | 番 | Ś | 鈴 | 木 | 満 | 8 | 番 | | 辰 | 柳 | 敬 | _ |
| 会議の書記 | 議会 | 事務局長 | | 触 | 沢 | 誉 | 議会事務 | %局総務係長 | | 村 | 木 | 晋 | 介 |

| | 役 職 名 | 氏 名 | 役 職 名 | 氏 名 |
|-----------|--------|-------|--------------|---------|
| | 町 長 | 鈴木重男 | 農林環境エネルギー課長 | 山下弘司 |
| 地方自治法 | 副町長 | 觸澤義美 | 建設水道課長 | 中山優彦 |
| 第 2 条 | 教 育 長 | 吉田信一 | 教育委員会事務局教育次長 | 石 角 則 行 |
| により説明 | 農業委員会長 | 深澤進 | 病院事務局長 | 松浦利明 |
| のため出席 | 代表監査委員 | | 農業委員会事務局長 | 千葉隆則 |
| した者の職 | 総務企画課長 | 丹 内 勉 | 総務企画課室長 | 大川原 洋 一 |
| • 氏名 | 政策秘書課長 | 服部隆行 | 政策秘書課室長 | 波紫徳彰 |
| | 住民会計課長 | 村中英治 | 総務企画課財政係長 | 近藤桂太 |
| | 健康福祉課長 | 楢木幸夫 | | |

議長(中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 | 、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 | 20 条の規定により、議長から、5 番、鈴木満君及び8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。

今回の定例会議には、4名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて | 時間以内に制限していますので、 ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を | 鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

最初に、4番、柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

おはようございます。柴田勇雄でございます。

私から、次の2項目について、質問をさせていただきます。

最初に、新庁舎建設に係る対応等について伺います。

新庁舎建設に係る説明については、町当局では町の主人公である町民の皆さんや町民の代表である議会議員に、どのような基本方針や視点を持って施設整備を進めるのか、また、町民利用機能や行政機能が十分発揮できる新庁舎なのかどうか等、初歩的で基本的な新庁舎建設計画を示さないまま推移してきた経緯と実態にありました。

このような状況の中、12月定例会議で新庁舎建設状況を求めた一般質問を直前に12月5日、町当局では、急きょ新庁舎建設基本計画の概要と進捗状況を議会全員協議会で説明をしております。しかし、残念ながら町民向けとなる町ホームページ等での情報提供がないまま、年を越しております。

2回目となる | 月 | 8日の全員協議会資料では、新庁舎は地下 | 階、地上 5 階建ての 威容を誇る基本設計でした。庁舎の長さは現庁舎の馬淵川沿いに約 | 00 メートルにも及 ぶ巨大建設プランが示されています。初めて見る巨大基本設計図に驚嘆しつつ、資料が 当日配布のため十分に目を通す時間もないため、詳細については自宅に持ち帰り内容検

1

討することといたしました。

私は、12 月定例会議一般質問でも、この新庁舎の進捗状況等の問題を取り上げましたが、引き続き、今回も再度、新庁舎建設に係る次の対応等について伺います。

その第 | 点目ですが、新庁舎建設事業に係る今後のスケジュールは全く示されておりません。2019 年度の主要工事は何か等など、完成年度までの主要スケジュールをお示しいただきたいと思います。

二つ目に、他市町村での新庁舎建設では、住民の方々の理解と協力を得、新庁舎への 愛着を深めるためホームページ等で丁寧に具体的進捗状況等の情報を提供しておりま す。開かれた町の重要施策として早急に町ホームページ等で情報すべきと考えますが、 その対応を伺います。

三つ目に、3点目に、大規模な新庁舎建設構想で、防災機能や災害対策本部機能も兼 ね備えた庁舎となっておりますが、当町で想定される地震規模をどのように考え、また、 新庁舎への免震構造の導入について伺います。

4点目に、新庁舎には、地下に多目的ホール、会議室、研修室等が整備されるようですが、町民の方々が利用しやすい方法や飲食物等の対応はどのように考えているのか、その対応について伺います。

5点目に、地下の多目的ホールは、300人程度の収容が可能との説明でした。図面上では、男女とも地下トイレ不足が懸念されます。町民多数が安心して利用する立場に立った整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

6点目に、昨年、健康増進法が改正され、学校や病院、行政機関は敷地全体を禁煙とし、受動喫煙が起きない屋外の決められた場所でしか喫煙できないことになりましたが、 新庁舎内での屋外喫煙はどのような対応を考えているのでしょうか、伺います。

7点目に、新庁舎は災害時の応急対応、復旧復興の活動拠点や、被災者の避難スペース、避難所としての有効活用を図る計画となっております。地域防災計画の見直しや実際の利活用対応を、お伺いいたします。

8点目ですが、新庁舎は、葛巻では最高階となる地上5階建て、長さ100メートルの建築物となり、その大きさや最新設備からして町のシンボルとなり、各界から注目される庁舎になると思われます。町民の間からは、公共建築施設として葛巻らしい町並み、ふるさと農村風景に配慮した新庁舎外壁の色の選定をしてほしいとの声がありますが、この声に応えられるでしょうか、お伺いをいたします。

9点目に、現保健センターには風呂が設置されており、利用者から大変喜ばれています。新庁舎には風呂設置の計画はないとの説明を受けましたが、引き続き、地域福祉交流風呂の整備が必要と考えますが、その対応について、お伺いをいたします。

10点目になりますが、31年度一般会計当初予算を見ますと、新庁舎建設事業は債務 負担行為、31年度から34年度までの設定になっておりますが、25億円の限度額、地方 債で1,330,900,000円の限度額、歳出の庁舎建設費に1,522,000,000円の計上で、財源 は地方債1,330,900,000円、基金繰入金191,100,000円、一般財源ゼロの内訳となって おります。このように、大規模建設事業となっております。その建設規模や総事業費の 見込み額を、お伺いいたします。また、その財源対策や建設後年度負担において町財政 はどのような財政運営の見込みになるでしょうか、お伺いをいたします。

次に、2項目目の高齢者福祉の構築等についてを伺います。

高齢者福祉の中でも中核をなす介護保険制度でありますが、平成 12 年にスタートし、 既に 19 年が経過し、制度が成人期を迎えました。

当町では、保険者として円滑で足腰の強い財政運営や事務の効率化、適正な制度運用を図り、さらなる高齢者福祉対策の向上を目的に、介護保険発足と同時に八幡平市、岩手町、葛巻町の | 市2町による盛岡北部行政事務組合で共同事務処理をしております。

この各市町村でも、ほかの各市町村でも、この介護保険制度と連携した各種高齢者福祉施策が推進されていると思われますが、当面する当町の次の高齢者福祉の構築等について、お伺いをいたします。

一つ目に、平成30年3月に第7期介護保険事業計画、これは30年から32年度版です。第2次葛巻町地域福祉計画、これは30年度から39年度版です。そして、葛巻町高齢者健康福祉計画、これは30年度から32年度版になりますが、それぞれ策定されております。これらの計画では全ての高齢者がそれぞれの意欲や能力を活かしながら生きがいを持ち、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指しております。中間年となる町高齢者健康福祉計画の進捗状況と課題について、お伺いをいたします。

二つ目に、当町では、高齢者一人暮らし世帯と高齢者のみ世帯が増え続けていると思われますが、現状と今後の動向について伺います。

3点目に、介護職員の人材不足が大きな社会問題となっており、最近では外国人労働者の雇用もあるようですが、当町の介護職員確保の実態と介護サービス提供への影響について伺います。

4点目に、日本の人口構造では、第二次世界大戦後の昭和22年から24年にかけて生まれた方々が特に多く、団塊世代と言われております。この方々が後期高齢者に達する2025年以降の介護、医療等に諸問題が発生するのではないかとの懸念がありますが、当町の実態をお伺いいたします。

5点目に、葛巻病院の介護療養型医療施設ですが、介護保険法の改正により制度廃止が打ち出され、2023 年度末が転換期限となっております。今後の動向をお伺いいたします。

以上、 | 回目の質問といたします。

議長(中崎和久君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

ただいまの柴田議員の質問に、お答えをいたします。

一件目の新庁舎建設に係る対応について、お答えをいたします。

まず、「点目の新庁舎建設事業に係るスケジュールについてであります。

現在、新庁舎の設計プラン等の検討を踏まえ基本設計業務を終え、実施設計業務に移

行したところであります。現時点で、平成 31 年度の上期にメイン施設であります庁舎棟の建設工事に着手着工する予定としており、外構工事の一部を含めた竣工予定は、平成 32 年度末を見込んでいるところであります。その後、既存施設であります役場庁舎、総合センター、保健センターをそれぞれ解体し、消防分署棟、車庫棟の建設工事、職員駐車場等の外構工事を行い、平成 34 年度末までには全ての工事を終える見込みとしております。

次に、2点目の建設事業に係る町民への具体的、情報提供についてであります。

先般、1月上旬から2月上旬にかけて、検討委員会の開催やパブリックコメントを実施しており、基本設計、設計プランに係る様々なご意見、ご要望を頂戴をしております。 現在は、実施設計業務に移行しておりますが、設計プランの修正作業や外観デザインの検討を並行して行っているところであります。こうしたことから、町民の皆様への情報提供につきましては、内容が確定し次第、広報くずまきなどを通じ、外観パースや施設が持つ機能などの情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、3点目の想定される地震規模と免震構造の導入についてであります。

まず、想定される地震規模でありますが、国土交通省が定める官庁施設の総合耐震計画基準及び解説に規定されている耐震性能の分類の中で最も重要度の係数が高い I 類を満たす施設としております。具体的な耐震性能としましては、大地震動、極めて稀に発生する地震後においても、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものであります。極めて稀に発生する地震である大地震動につきましては、建築基準法では震度階級について示していないところでありますが、解説書等によりますと震度 6 から震度 7 程度の地震を想定しているとのことであります。

免震構造の導入につきましては、東日本大震災後における被災3県での官庁施設の整備状況のほか、耐震構造、制震構造、免震構造のそれぞれの特徴について総合的に分析、検討した結果、新庁舎につきましては耐震構造の I 類を選択したところであります。参考までに、震災後における被災3県での整備状況でありますが、調査した 20 棟中 13棟、65パーセントが耐震構造での整備となっており、岩手県内に限定しますと6棟中5棟が耐震構造の I 類となっております。

次に、4点目の多目的ホール、会議室、研修室等の町民利用と飲食等の対応について であります。

新庁舎の交流機能に位置づけられる多目的ホール、会議室、研修室等につきましては、 これまでの総合センターにおける利用形態を踏襲する考えでありますので、町民利用は もちろんのこと、必要に応じて飲食等での利用についても可能とする方向で調整を行う ものであります。

次に、5点目の町民多数が一斉に利用する立場に立った多目的ホールのトイレ機能の整備についてであります。

ご質問の内容につきましては、基本設計時における設計プランにおいて、検討委員会等でもご指摘を受けている事項であります。現在、進めております実施設計業務の中で、 この件を含めまして、これまでに寄せられたご意見、ご要望等の内容について、検討、 調整を進めているところであります。

次に、6点目の新庁舎内での喫煙対応についてであります。

平成30年7月に公布された健康増進法の一部改正では、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等が規定されたところであります。そうした中、行政機関の庁舎につきましては、本年7月から建物内は原則禁煙とされており、敷地内の屋外については、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるとされております。

こうした状況を踏まえ、設計プランの調整時点から新庁舎内における喫煙場所については盛り込んでいないところであります。また、敷地内の屋外につきましては、受動喫煙を防止するために必要な措置について、明確な基準等が国から示されていないことから、今後の動向を踏まえまして、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、7点目の災害等一時避難所としての利活用対応についてであります。

新庁舎の整備にあたりましては、防災拠点としてはもちろんのこと、避難スペースとして多目的ホールを開放し、要配慮者などの避難スペースとして会議室や子育てサロンなどを活用するほか、炊出しなどは大屋根が架かるエントランス広場を活用することなどを想定しているところであります。また、各設備類につきましては、電気、ガス、化石燃料など複数のエネルギー源を導入するほか、給排水機能も含め、庁舎棟と消防分署棟とは系統を切り分け、リスクを分散しておくことで、災害時における多様性を確保できるよう調整しているところであります。

次に、8点目の葛巻らしい町並み、農村景観との調和に配慮した外壁の色の選定についてであります。

昨年 | | 月に町内 6 カ所で開催しました町政懇談会の席上でミルクとワインをイメージさせる外壁色について、来場者の皆さんに伺ったところ、町内はもとより町外からも 葛巻らしくて良い、町が活性化しているように感じる、統一感があって良い、色がもたらす情報発信ができることが素晴らしいなどと言った声を伺ったところであります。現在、外壁色を含めた新庁舎の外観イメージにつきましては調整中ではありますが、こうしたご意見等や整備済みの新病院とのバランスなどを踏まえまして、葛巻らしさが感じられるものとしていきたいと考えております。

次に、9点目の社会弱者の方々が利用できる地域福祉交流風呂の整備についてであります。

老人福祉センターは、昭和60年、保健センターと一体的に整備され、老人の健康増進、教養の向上、レクリエーション等に活用され、中でも週2回、100円の利用料で開放している浴室の利用には、年間で延べ2,400人の方が利用されているところであります。また、入浴後は、ボランティアによる傾聴活動やお茶会が開催されるほか、利用者同士が定期的に集まり交流を行う自主グループが組織されるなど、高齢者の癒しの場として親しまれております。

今回、新庁舎の建設に伴い、開放を目的とした入浴施設については、設計プランに含めていないところでありますが、これまでの利用実態や社会情勢の変化などを鑑みますと、今後、高齢者や障がい者が、安全・安心に利用でき、交流の拠点となる新たな社会

福祉施設の整備が必要であると考えているところであります。こうしたことから、施設整備に向け、社会福祉協議会と協議を進め、できるだけ早い時期に実現できるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、10点目の建設規模と総事業費、財源対応や建設後年度負担についてであります。

まず、建設の規模でありますが、庁舎棟につきましては、延べ床面積、約8,000平方メートルとなる見込みであります。現在の役場、総合センター、保健センター、商工会館、金融機関の合計床面積と比較し、約1.25倍の規模となる予定であります。また、別棟で整備する消防分署棟につきましても、延べ床面積980平米を見込んでおり、現在の施設の2.4倍となるものであります。

総事業費につきましては、基本設計時点での概算となりますが、庁舎棟、消防分署棟、 車庫棟の三つの建物と敷地内にある既存建物の解体費用、駐車場等の外構整備費用を含めまして約40億円を見込んでいるほか、施設内の備品、調度品、各種情報系システムの移設や更新などの費用が別途発生するものであります。

財源につきましては、行政機能につきましては市町村役場機能緊急保全事業債を、交流機能につきましては過疎対策事業債を、その他の機能につきましては公共施設等整備基金を充当することとしております。全体の75パーセントを地方債で賄うこととしております。

建設後年度の負担でありますが、市町村役場機能緊急保全事業債につきましては、借入額の75パーセント分に対する30パーセント、過疎対策事業債につきましては借入額の70パーセント分が、それぞれ地方交付税で後年度に措置されることから、地方債の借入総額の半分程度が賄える見込みであります。

次に、2件目の高齢者福祉の構築等について、お答えをいたします。

まず、 | 点目の町高齢者健康福祉計画の進捗状況と課題についてであります。

高齢化が急速に進展する中、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが求められており、町では、昨年3月、平成32年までの3カ年計画として葛巻町高齢者福祉計画を策定したところであります。

本計画では、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が自立した生活が送れるよう、介護予防や要介護状態等の軽減、あるいは悪化の防止のための介護予防の推進などを、地域住民と行政、さらには元気な高齢者が協働し、地域で支え合う自助・互助・共助・公助の取り組みにより、さらに深化、推進しようとするものであります。

計画の初年度であった本年度は、要介護状態に陥らないようにしていくためにも、シルバーリハビリ体操の取り組み、交流や仲間づくり、高齢者の居場所、地域づくり支援として、住民主体の通いの場づくりの継続、拡大に努めたほか、認知症初期集中支援チームを早期診断、早期対応体制を構築するとともに、認知症サポーター養成講座の開催などで認知症に対する理解を深めたところであります。

平成3|年度においては、生活支援コーディネーターを兼ねる6名の地域安心生活支

援員のほか、町全域を担う生活支援コーディネーターを新たに設置することとしており、 関係組織等と連携しながら、生活支援、介護予防の基盤整備に努めてまいります。

また、地域包括ケアシステムは、地域の課題把握、社会資源の発掘、地域の関係者による対応策の検討、決定、実行のPDCAサイクルによる事業推進が求められていることから、地域ケア会議においても、医療と介護の多職種連携による会議の開催など、推進体制の充実、強化を図っていく予定としております。

一方で、計画を推進するにあたっての課題でありますが、制度改正などにより、地域包括ケアシステム構築における地域支援事業の役割が年々強化されており、介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体の多様なサービスの充実による介護予防や生活支援が、包括的支援事業では医療と介護の連携や地域ケア会議の充実が求められているところであります。

また、少子高齢化が進む中、今後、全国的に増加が見込まれる高齢者を支え、ニーズや状態の変化に応じたサービスを切れ目なく、包括的かつ継続的に提供していくためには、介護現場における人材の確保のほか、在宅介護による家族の不安や悩みなどへの対応なども大きな課題となってくるものと思われます。

次に、2点目の高齢者一人暮らし世帯と高齢者のみ世帯の現状と今後の動向について であります。

平成30年10月1日現在における住民基本台帳人口は6,232人で、うち65歳以上の高齢者の人口は2,795人となっており、高齢化率は44.8パーセントとなっております。

また、世帯数は 2,795 世帯で、うち施設入所者 103 世帯を含む高齢者の単身世帯は 723 世帯、25.9 パーセント、高齢者のみで構成される世帯は 440 世帯、15.7 パーセントであり、高齢者世帯の総数は 1,163 世帯、41.6 パーセントとなっております。

今後の動向についてでありますが、全体的な人口減少に伴い、高齢者世帯の実数については、緩やかに減少していくものと思われますが、総世帯数に対する割合については、同程度で推移していくのではないかと思われます。

次に、3点目の介護職の人材不足の実態と介護サービス提供への影響についてであります。

岩手県における介護職員数は、平成28年度20,703人であるのに対し、第7期介護保険事業計画での需要見込みは、平成31年度23,436人、平成37年度25,060人と増加していく一方で、供給数はあまり伸びず、最大で3,300人程度の不足が見込まれているところであります。

町内の施設、事業所においては、介護職員は 103人の目標に対し 94人で、充足率 91.2パーセント、看護職員は 21人の目標に対し 18人で、充足率 78.2パーセント、リハビリ職員は5人の目標に対し2人で、充足率 40パーセントとなっております。

そうした中、サービス提供に対する影響でありますが、それぞれの施設、事業者では、 サービス利用の受入数の調整や体制の変更などにより対応しているとのことでありま すが、職員の夜勤や休暇などの調整に苦慮しているとのことであります。

次に、4点目の町の団塊世代の人口の推移と後期高齢者に達する 2025 年以降の介護、 医療等の諸問題、いわゆる 2025 年問題発生の有無についてであります。 町内における75歳以上の後期高齢者の人口推移は、平成23年の1,634人をピークに、 平成30年には1,562人、2025年の平成37年には1,508人となることが見込まれており、緩やかな人口減少に転じております。緩やかな減少傾向に転じております。

町と盛岡北部行政事務組合では、2025年までの介護の需要、供給量などの具体的な数値につきましては、現在、持ち合わせておりませんが、核家族化や未婚化の流れを受け、都市部のような大きな問題にはならないものの、今後も介護サービスの需要は高まる傾向にあるほか、社会保障費の負担が増加していくと推測されるものであります。

次に、5点目の葛巻病院介護療養型医療施設の今後の転換動向についてであります。 葛巻病院では、平成 | | 年、医療法に基づく療養型病床群の導入以降、介護保険法の 施行や医療法の改正などを経て、現在、介護保険法に基づく介護療養型病床 | 8 床を有 しております。

介護療養型病床は、平成 18 年の医療保険制度の見直しにより、平成 23 年度末で廃止される予定でありましたが、老人保健施設等への転換が進んでいないなどの理由で、平成 23 年の医療、介護の同時改定において、廃止、転換期限が平成 29 年度末まで延長されたものであります。

その後、平成29年の医療、介護の同時改定において、介護療養型病床は、新たに創設された介護医療院へ転換することとなり、6年間の経過措置期間が設けられたところであり、葛巻病院でも、平成35年度末までに介護療養型病床を介護医療院に転換するか、若しくは廃止するかの選択をしなければならない状況となっております。こうしたことから、葛巻病院が担わなければならない地域医療の役割やニーズなど、様々な角度から検証、検討し、対応を考えてまいりたい、そのように思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長(中崎和久君)

柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

どうもありがとうございました。

まず、最初にお伺いいたしたいのですが、基本設計から実施設計に変わりましたよというようなお話でありました。基本設計の際には、その発注方法についてはプロポーザル方式でやっておりますけれども、この実施設計については、どのような形で移行するでしょうか。同じ業者の方がやるのか、また、新たに業者選定をして、この方法は、その短所とすれば、設計の期間が長くかかるというようなことも聞いておりますけども、そこの基本設計から実施設計への業者の選定方法はどのような形でなっているのか、まず、お伺いをいたしたいと思います。

議長 (中崎和久君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (服部隆行君)

ただいまのご質問に、お答えを申し上げます。

今回の新庁舎基本設計業務につきましては、設計者を選定するプロポーザル方式で選定したところでございます。プロポーザル方式の利点といたしましては、発注者側、それから、提案者側、設計業者でございますが、こちら、双方とも、費用、労力、時間等の負担が少ないということで、選定後から具体的な設計が発注者との共同作業により進められるメリットがあるものでございます。

こういった中で、プロポーザル方式のメリット、それから、これまで取り組んでまいりました基本設計業務の内容をさらに充実させていくためには、実施設計業務について基本設計業務の受託者と随意契約により発注することが、より効果が上がるものと考えてございますので、先般、基本設計業者、業務の受託者と契約を締結したところでございます。以上でございます。

議長(中崎和久君)

柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

次にスケジュールの関係について、先ほどのお話ですと、34 年度までには完結したいというようなお話でしたけれども、実際に庁舎移転となる年、この31、32 年度で建設をして、この庁舎移転も33 年度になるのか、この解体等、どのような形になるのか、まず、完成年度の移転時期、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

議長 (中崎和久君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (服部隆行君)

ただいまのご質問に、お答えを申し上げます。

今回の建設業務につきましては、大きく二つの時期といいますか、「期工事、2期工事というように考えてございます。「期工事につきましては、3」年度、32年度におきまして、新しい新庁舎部分の建設を考えてございまして、消防分署棟、それから、車庫棟につきましては、現在の庁舎に重複する部分がございますので、3」年度、32年度に新庁舎を建設した後に引っ越し業務を終えまして、33年度から庁舎業務開始、それから、現在の庁舎、保健センター、総合センターにつきましては解体業務を進めるというような、大きく分けて、「期工事、2期工事というようなことで分けて進めてまいりたいと考えてございます。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

そうしますと、全部というような形ではなくて、段階的にというような、そういうような認識でよろしいですか。はい、分かりました。

あと、先ほど新庁舎建設に対してのパブリックコメントなどを募集したというような、 意見公募したというようなお話も聞きました。どのくらい、このパブリックコメントが 寄せられたものか、内容等について、そしてまた、寄せられた声がどのような形で反映 されていくのか、その内容についてお伺いをいたしたいと思っております。また、そう いったような情報をどのような形で流していくのかも、併せて、お知らせをいただきた いと思います。

議長(中崎和久君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (服部隆行君)

お答えを申し上げます。

パブリックコメントにつきましては、先般2月8日までの期間で実施してございます。いただいたご意見につきましては確か5件程度だったと記憶してございますが、その中でのご意見につきましては、文化財の展示スペースの確保でありましたり、あとは、主に女性団体が活用します調理室を使って、例えば菓子類を作って、そういったものを製作、販売等ができないかといったようなご意見をいただいておりますが、それにつきましては、これから実施設計に入ってまいりましたので、そのスイーツの関係につきましては、保健所許可の関係もございますので、そういった許認可の関係も確認しながら検討、対応してまいりたいと考えてございます。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

それでは、住民への周知ということでのお話もございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、新庁舎の建設にあたりましては、財源の確保という観点から、平成29年度に 創設されました市町村役場機能緊急保全事業を活用することで進めてきておりまして、 その要件といたしましては、32年度までに完成させることがひとつの要件になって、 これまで進めてきたものであります。冒頭の質問の中にもございましたが、住民に周知、 あるいは議会の周知というのがされていないのではないかというようなご質問もその 中にございましたので申し上げますが、この事業を立ち上げるという、これは熊本県の 地震が28年度にございまして、その震災を検証した結果、昭和56年以前に建築された 庁舎は建築基準法上に課題があるというご指摘があって、その対策として、今回のよう な有利な事業債を受けられるということになりまして、その中で、29年度に、そうい う事業を活用しながらの基本的な考え方等を整理しながら、30 年度に基本計画を当初 作成いたしまして、それに基づきまして、議会の方にも、あるいは検討委員会、外部の 検討委員会等々にもご説明申し上げながら立ち上げてきたというような経緯があると いうことをご理解いただきたいと、このように思います。

こうした中に、年度末に、現在、緊急保全対策事業債の見直しがされたところでありまして、これまで32年度までに完成するというようなことが、ひとつの要件であったわけでありますが、32年度までに実施設計に着手しておれば、その財源措置を講じることができるというような見直しにもなってきているところであります。当初、5月までに、その実施設計の完成に向けて、これまで調整作業を進めてきたところでありますが、現在、基本設計の設計プランに対しまして、先ほど言いましたような、寄せられているご意見等もございますので、今、それを調整しているところでございまして、そういったような意見等を踏まえた形の中での実施設計への反映作業を進めているというのが作業の内容であります。

そういう中に、町民に示していくという時点というのは、どうしても外観パースといいますか、完成予想図とか、そういうもの等を、デザイン等も含めてでありますが、調整した中で皆さんに示して調整してまいりたい、調整した上で随時ホームページであったり、あるいは広報であったり、くずまきテレビ等で、住民にそういう形の中でお知らせするわけでありますが、その前に議会、あるいは外部の検討委員会等がございますので、そちらの方にもしっかりと説明をさせていただきながら、順序としては、そういうスケジュールの中で住民への周知も図ってまいりたいと、このように考えておるものでありますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

4番(柴田勇雄君)

今のような形で、ぜひ、そういうように情報提供をやっていただきたいということでございますが、次に、この建設財源の関係でございますが、この新庁舎の機能構成は行政機能と交流機能と防災機能、商工・金融機能、四つに分かれているようですが、この中で財源もそれぞれ違うのではないのかなと思われますけども、この中で一番、一般財源を必要とする機能はどこの部分なのか、あと、この助成対象となる部分は、どこの部分で一番優位なものであるのか、この四つの機能を合わせて新庁舎とか総合庁舎になるかと思っておりますけども、その辺の財源的な調整はどのような形になるのか、さっぱり我々のところでは分かりません。いろいろな優位なものも先ほどの説明ではあるようですけども、その中身について、もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

今回の事業に係る財源の内容ということでございます。お答え申し上げます。

今ご質問の中にありましたように、大きく分けますと、行政機能と交流機能ということになるわけでありますが、行政機能の方につきましては、市町村役場機能緊急保全事業債を導入するということになるものでありますし、交流機能でございますが、これにつきましては過疎債を導入するというような、大きくは、そういう考え方の中で、財源確保をしながら進めていくという内容になっているものであります。

少し詳しくお話させていただきますと、役場庁舎の総事業費、総額で約40億円を見込んでおります。その内訳といたしましては、役場庁舎が約30億円、これは役場庁舎と交流機能を持たせた部分での30億になるものであります。そのほかに分署棟がございますし、それが、役場庁舎の部分は30億、それから、分署棟の部分は約450,000,000円、それから、車庫棟がございまして150,000,000円、それから、外構、解体、設計管理ということで、これにつきましては4億ほど、合わせて、総額で40億を想定しているものであります。財源といたしましては、総事業費の40億のうち、市町村役場緊急保全対策事業債でありますが、15億円、それから、過疎債の事業債でありますが、これも15億の借り入れをするという、その中で、残りの10億が公共施設等整備基金を取り崩して充てると、大枠では、そういう財源といいますか、事業費の区分では、そういう形になるということであります。

そういう中で、役場庁舎等の部分でありますが、緊急保全対策事業債及び過疎債が充てられない部分というのがあるわけでありますが、それにつきましては、一般単独の事業債も充てることができるわけでありますが、一般単独事業債は交付税措置がないものでありますので、単純な借金となると、複合となるものでありますので、こうしたことから、単独事業債の分については起債を起こさないで基金を全部取り崩して充てるというような、大きく枠組みとしては、そういう形になっているものであります。

そういう中で、財源、後年度の負担といいますか、これらについてのご質問がございましたので、お答えいたしますが、総事業費40億円のうち約10億を基金で取り崩して、その残りが、二つの起債を起こしまして30億を起債で賄うということになるわけでありますが、市町村役場機能緊急保全対策事業債では、起債対象額の75パーセントのうちの30パーセントが交付税措置があるものであります。そしてまた、過疎債の分については、借り入れの70パーセントが交付税措置をされるものであります。利息は考慮せずに概算で計算をいたしますと、緊急保全事業債につきましては10億の借り入れのうち4億を交付税でみていただけるということになりますし、それから、過疎債の事業債については、15億の借り入れの中で10億を交付税で算入していただける、そういうものであります。事業全体で見ますと、40億に対して14億円を交付税でみられるような内容になっておりますので、実質的には26億を町で負担するということになるものでありますが、そのうちの、実質的には26億を町で負担するということになるものでありますが、そのうちの、実質的に10億を当初の段階で基金から取り崩しいたしますので、後年度には16億の事業に対して、16億の後年度負担になるというものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(中崎和久君)

柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

大体は分かりましたけれども、そうしますと、一般財源そのものは多少はあるかと思うのですが、一般財源から使う新庁舎に対する負担みたいなのは、どのような割合になるでしょうか。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

先ほども申し上げましたように、大きく分けますと、その公共施設整備基金を 10 億取り崩しをいたしますので、当初の段階での一般財源からの対応というのは、その部分が一般財源からの対応になるということになるものであります。後年度の 16 億の負担の分については、また、後年度負担ということになるわけでありますが、当初の段階での対応というのは、そういう 10 億の部分が町としての公共施設整備基金からの繰り入れをしながら対応するというのが一般財源の対応ということになるものであります。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

分かりました。この公共施設基金が一般財源と思ってくださいと、これまで一般財源 で積み立ててきましたよというような意味でいいですね。はい、分かりました。

では、最後に、高齢者の方に | 点だけ、今、町内では介護予防の対応について、保険までいかないギリギリの方々が非常に悩んでいるというようなお話を聞きました。町の介護予防に対する対応と、それから、介護にいかないような施策も大事であろうかなと思っていますので、その町での現在の介護予防の強化策を、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

議長 (中崎和久君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (楢木幸夫君)

この介護予防の住民主体の通いの場というようなものを主体とした町の取り組みといいますか、その重要性についてお話いたします。

やはり議員ご指摘のとおり、今75歳の方、本当に葛巻町の人口プラミッドでも一番 そこが突出しておられて、1歳の区切りのところで150人くらいもいるというような形

のところで、一番多い階層となっております。その方々が少しずつ年をとっても、やは り心配しないで暮らしていくための方策ということで、やはり、どのようにしていった らいいのかということで、その介護保険を利用したサービス、あるいは利用した中で、 施設とか、あとは通所とかありますけども、それ以外の、やはり、いかなくても何とか しようということで、ヘルパーサービスとか、あとは、そういうものが、先ほど言って いた生活支援の方の予算、あるいは介護予防の、一般介護予防の予算というように、こ の介護保険の中でも二つの予算が分けられて、市町村ごとに、そういうような予算をと っていますけども、やはり葛巻でも健康を大事にして、高齢になっても住み慣れた地区 で過ごしていただくような形で取り組んでいます。リハビリの職員が少し、会社の方で 減ったというところもありまして、リハビリをどういうようにするか、あるいは、その 体力維持をどうするかというところで、やはり、その地域ケア会議等でも問題になりま して、そういうところからボランティアを要請した中でのリハビリ体操というものを導 入することにして、30 年の導入を図りまして、リハビリ体操の町民のボランティアを 7名つくって、今年から既に実践に移りまして、地区に入って喜ばれているところであ ります。今後も毎年そういうようなものを要請しながら、介護予防の方に努めて、元気 に暮らしていっていただくような形で進めてまいりたいと思っております。

議長 (中崎和久君)

柴田勇雄君。

4番 (柴田勇雄君)

時間超過しましたけども、以上で終わります。ありがとうございました。

議長(中崎和久君)

ここで、||時|5分まで休憩します。

(休憩時刻 | |時0|分)

(再開時刻 | | 時 | 5分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。 2番、山崎邦廣君。

2番(山崎邦廣君)

山崎でございます。

私から、質問を | 件させていただきます。質問は、役場新庁舎を拠点とした交流拡大についてであります。この件につきまして、2点を伺います。

町では、多くの公共施設の老朽化に伴いまして、それぞれの施設の実態や状況に基づいて対策を推進しております。計画的にその事業に取り組んでおります。そして、葛巻

病院をはじめとして、既に新しく完成をした施設は適切に管理をされ、町民の安全・安心、福祉の向上に役立っていると思っております。また、公共施設の中でも、老朽化著しい役場庁舎につきましては、新たな町の拠点として整備に向け、取り組みが進められております。

そこで、この役場新庁舎を拠点とした交流拡大につきまして伺います。

Ⅰ点目の質問は、交流拠点の機能拡充についてであります。新庁舎の駐車スペースにつきましては、現在の庁舎駐車場よりも広いものになるようでございますが、特に役場の閉庁日などにおきまして、駐車場内でのイベント開催広場やまちなか回遊での駐車場、そして、まちなかでのイベント開催時に臨時駐車場として活用することなどが考えられますが、新庁舎施設整備後の町民の交流や交流支援の場として、複合施設機能の拡充について、どのように考えているのか伺います。

2点目の質問は、交流拡大の条件整備についてであります。特に、施設の使用料設定について伺います。計画が進められている複合施設としての新庁舎は、行政事務に関わる用務のほかに、お出かけスポットや子どもたちの学びの場など、複合的な集客効果が期待をされますが、そのための条件整備として、公共施設を様々な団体の活動や発表の場などに利用する場合に、施設の使用料設定の考え方を伺います。よろしくお願いいたします。

議長 (中崎和久君)

町長。

町長(鈴木重男君)

ただいまの山崎議員の質問に、お答えをいたします。

ご質問の役場新庁舎を拠点とした交流拡大について、お答えをいたします。

まず、 | 点目の交流拠点の機能拡充についてであります。

新庁舎の整備においては、新たな町の拠点としての行政機能のほか、交流機能、商工金融機能、防災機能、医療機能を | カ所に集約することで、町民の皆さんの利便性の向上はもとより、| カ所に誘客されることでの賑わいの創出が図れていくものと思っております。一方で、現在時点で集約される機能は、主に平日における利用が中心となっておることから、土、日、祝日における誘客や賑わいの創出が課題となってくるものと思われます。

こうしたことから、これまでJRバス葛巻駅構内で四季ごとに開催していた、まちなかイベントや秋祭りの踊りの競演などの会場としての活用や、新たな用途での利用についても検討していく必要があると考えているところであります。また、このほかにも商店や産直、飲食店などといった機能が加わることで、新たな町の拠点としての魅力がさらに高まり、町民の皆さんの利便性が向上するものと思われることから、今後、機能の拡充について検討してまいりたいと思っております。

次に、2点目の交流拡大の条件整備についてであります。

公共施設等の使用料の設定につきましては、一般的に施設の整備費用を耐用年数で割

り返した額を占用面積で按分し、さらに月、日、時間などで割り返して単価を算出しております。また、これまでの使用料や他の施設の使用料などと大きなかい離が生じないように調整することや、利用者である町民の皆さんへの負担度合い、あるいは使用料から見た利便性、冷暖房設備の使用など、総合的に判断して設定するものであります。その他、これまでも各施設の使用料につきましては、利用用途や利用団体などにより条例等で減額や免除の規定を設けているところであります。こうした状況を踏まえ、新庁舎の交流機能に係る諸室の使用料の設定につきましても同様の考えで使用料等の設定を行うとともに、減額や減免の措置についても調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長 (中崎和久君)

山崎邦廣君。

2番(山崎邦廣君)

ありがとうございました。

ただいまお答えをいただきました複合施設として様々な機能の拡充について、検討を 進めていくということでございます。その交流拡大につながることを期待するものでご ざいます。

そこで、交流拠点の機能拡充につきまして、もう少しお伺いしたいと思います。自転車の活用支援についてでございます。本町は、クリーンエネルギーの町としまして知られておるところでございます。そして、町の多くを占めております森林の二酸化炭素吸収作用の保全などに伴う四季を通じた様々な活動、そして地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減も行われているところであります。温室効果ガスを排出する身近なものに自動車がありますが、近くであれば自動車に代わるものとして自転車があるわけでございますが、町の拠点機能として、庁舎の駐車場内に自転車の駐輪スタンドも考えられると思いますが、このことにつきましては、どのようにお考えなのか、どのように考えるのかお伺いいたします。

議長 (中崎和久君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (服部隆行君)

お答え申し上げます。

駐輪場につきましては、昨年6月に策定いたしました新庁舎建設基本計画、こちらの中で、施設の規模という項目がございます。その中で、さらに施設の周辺環境の附帯与件といたしまして、来庁者及び職員向けとしまして20台分程度のスペースを設置しまして、屋根付きのものとするというようなことで計画の中でうたってございます。設置場所につきましては、自転車を利用する方々、利用者の方々の利便性などを考慮しながら、外構の実施設計の中で調査、検討をしてまいりたいというように考えてございます。

以上でございます。

議長(中崎和久君)

山崎邦廣君。

2番(山崎邦廣君)

基本設計の考え方が踏襲をされるということでございます。交流拡大の利便性に期待 をしたいと思います。

引き続き、伺います。本町は、かつて塩の道の宿場町として発展をし、今につながっております。ただ、その歴史を実感できる機会がやや少ないような気もしております。 そこで、町の歴史と交流拠点機能の連携についてでございます。

先般、塩の道シンポジウムが盛岡広域振興局、県北広域振興局の主催で開催をされました。塩の道を軸とした地域振興の機運を醸成することを目的としたシンポジウムでありましたが、本町の塩の道の宿場町としての歴史と、町の拠点を連携をさせて歴史の展示や発表会、講演会、そして、関連商品などを通して、まちの活性化につなげていくことも考えられると思いますが、このことにつきましては、どのように考えるのか、お伺いをいたします。

議長 (中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

まちなかの回遊等ということでございますので、私の方からお答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり塩の道の宿場町としての歴史、あるいは文化保護の観点から、識者、関係団体で研究が行われております。塩の道の知名度も一定の知名度があると思ってございます。そういった部分で、本町の貴重な観光資源ともなり得るものというように認識してございます。そういった中で、その回遊ということにつきましては、中心市街地の活性化に向けて観光客、町外客がまちなかからの魅力的なスポットを回遊することが重要でございます。こちらで、どういったメニュー、コースを用意できるかというのが大きなポイントになるかなというように思ってございます。こうしたことから、町では、現在、役場新庁舎、あるいは大橋の東側に建設予定の木橋を含めたエリアを対象とした、そういったような中心市街地の回遊のビジョンでもございます、まちなかエリアビジョンというのを今取り組んで、今年度まとめることとしてございます。こういった取り組み等も含めまして、今後、旧商家とか、あるいは蔵とか、その歴史的な建造物の魅力を高めて、まちなかを回遊する方策、回遊につながる町の歴史と交流基点の連携という部分について、議員おっしゃる部分について、どういった切り口なら誘客につながるか、あるいは、逆にはどういったメニューを用意できるかといったような部分を、そういった視点で、塩の道の歴史に詳しい識者、関係団体との取り組み、連携を

深めてまいりたいというように考えてございます。

議長(中崎和久君)

山崎邦廣君。

2番(山崎邦廣君)

新しい庁舎の体制が整うまで、幸いといいますか、2年から3年くらいありますので、 ぜひとも連携についての検討を深めていただきたいと思います。

次に、2点目の施設の使用料についてでございます。施設の使用料は町の貴重な財源の一部でもございます。また、町の施設は郷土芸能や文化協会団体の練習などをはじめ様々な形で利用されていると思っております。ところで、この施設を利用する場合に、その使用料の支払いの準備に苦労をするような場合もあるようでございます。施設の利用拡大を図ることは交流の拡大を図ることにつながると思いますが、そのために施設の使用料を低めに設定することも考えられると思いますが、このことにつきましては、どのように考えるのかお伺いをします。

議長(中崎和久君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (服部隆行君)

お答えを申し上げます。

先ほど、町長からもお答え申し上げましたとおりでございますが、これまでの施設利用料ですとか、ほかの施設の利用料とのバランス等も考慮する必要がございます。そういった中で、相応の使用料に設定することと考えてはございます。また、その一方で、これまでも総合センター条例等で減額、それから、免除の規定を設けることによりまして、町民の皆様が安価に利用できるような制度としてきております。今後、新庁舎での施設利用につきましても、現在の考えを踏襲をした形で、同様の考えで進めてまいるという予定としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長 (中崎和久君)

山崎邦廣君。

2番(山崎邦廣君)

この公共の施設の使用料につきましては、地方自治法の使用料の規定に基づいて町の使用料条例があると認識しております。その条例の中に、先ほどからお話のありました、その使用料の設定のところがあるわけでございますが、この町の使用料条例の見直しも含めた検討の方は考えておられるのか伺います。

議長 (中崎和久君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (服部隆行君)

お答え申し上げます。

現在の総合センターにつきましては、町立総合センター条例、これによりまして、第 12 条関係で使用料という形で徴収させていただいてございます。町の手数料とは条例 が違ってございますので、今後、消費税のアップ等も鑑みながら、こちらについては総合的な、役場全体、使用料、それから、手数料、全体的なバランスをとりながら、今後検討していく必要があると考えてございます。

議長(中崎和久君)

山崎邦廣君。

2番(山崎邦廣君)

分かりました。ありがとうございます。

最後に、町の拠点複合施設として交流拠点の整備を進めているわけでございますが、 この整備のほかに検討を進めている取り組みがあるかどうか、また、あるとすれば、そ の内容をお伺いしたいと思います。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答え申し上げます。

現在、具体的に申し上げる段階にはなっておりませんが、先ほど町長の答弁でも申し上げておりますように、新たなまちづくりの拠点といたしまして、さらに魅力を高めていくという観点からでありますが、商店だったり、あるいは産直の施設などといった物販の販売施設、あるいは飲食店等々、そのほかに現在くずまき型DMOのまちなか検討部会等でも、ものづくりの関連に対してのご意見等もいただいているわけでありますが、そういう中に、工房の施設であったり、あるいは6次産業化の施設などの必要性という意見等も、そういう検討部会等からも意見もいただいておるところであります。新庁舎の周辺に、そうした施設等が集約されることによりまして、一層賑わい性の創出も図られるのではないかと、このようにも思っておるところであります。そのほかにも、先ほど総務企画課長の方からも答弁いたしましたが、まちなかの回遊という観点の中で、そういう視点から考えますと、新庁舎の中に、立ち寄りにくいといいますか、トイレとか、あるいは休憩とか、そういう屋外のトイレとか、休憩とか、そういったようなものも、その周辺にあった方がいいというような意見等もいただいておるところであります。

現在、くずまき型DMO事業で、歩きたくなるまちなかのエリアの創出に向けた取り組みを進めておるところでありますが、新庁舎を含めて、まちなかの回遊性を高めてい

くという、そういう必要な施設、あるいは設備、こういったようなもの等を今後検討していかなければならないと、このようにも思っておりますし、あるいは、実際に若者あるいは女性の方々が主体的に取り組んで起業家といいますか、そういう動きも出てきておりますので、そういう中での支援をしながら、雇用の面といいますか、そういう面でも活かして、総合的に、この周辺の施設と連携しながら、そういう面での町の大きな課題であります雇用、あるいは、この地域の活性化、賑わい性、そういったようなものに、しっかりと結びつけていかなければならない、このように考えておるものであります。

議長 (中崎和久君)

山崎邦廣君。

2番(山崎邦廣君)

ありがとうございました。

町の拠点を核心としまして、さらなる交流の拡大に期待をするものでございます。 これで、私の質問を終わります。

議長(中崎和久君)

次に、8番、辰柳敬一君。

8番 (辰柳敬一君)

私は、通告してあります2点について、お伺いをいたします。

町長は施政方針の中で、新たな発想、資源の探求、自立への挑戦、協働から協創への 四つの姿勢で諸施策を進めてまいりたいというようにお話をされております。

私は、今、町内で出生する子どもの数が30人を割り込んでおります。このようなことが10年、20年減り続けるようなことがあるとすれば、まちづくりを考えたときに大変なことになっていくなというように思っております。したがいまして、今やれることは速急に取り組んでいかなければならないというように考えております。

そういったことから、次の2点についてお伺いします。

公共施設の整備計画であります。保育園、あるいは学校、集会施設等の老朽化が進んでおります。今後、整備に向け、中長期計画を作り整備すべきと考えますが、当局ではどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2番目であります。町有林の有効活用について、お伺いをいたします。定住化を進める中で、仕事が少ないのが大きな課題となっております。町有林を活用し、雇用につなげる取り組みを進めるべきと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

議長 (中崎和久君)

町長。

町長(鈴木重男君)

ただいまの辰柳議員の質問に、お答えをいたします。

1件目の公共施設の整備について、お答えをいたします。

町が保有する公共施設の多くは、高度経済成長期の昭和40年代半ばから集中的に整備されており、経年劣化や老朽化が進み、今後、大規模修繕や改修などが必要な状態にあると認識をしているところであります。

こうした公共施設等の老朽化対策は、全国的に大きな課題のひとつとなっており、国においては平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定し、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しく造ることから賢く使うことへの重点化に取り組み、地方公共団体においても、こうした国の動きと歩調を合わせ、総合的かつ計画的な管理をするよう求められたところであります。

町では、このことを受け、平成28年度に葛巻町公共施設等総合管理計画を策定し、 社会的構造や町民ニーズの変化に合わせた公共施設等の最適配置と、効果的な利活用、 また、総合的かつ計画的な管理を推進し、更新に係る財政負担の軽減に取り組んでいる ところであります。

この計画は、平成 28 年度からの 40 年間を計画期間としており、公共施設等に、公共施設等全体に係る整備の基本的な考え方や方向性を定めておりますが、個別の施設の具体的な整備方針、計画につきましては、施設類型ごとに公共施設個別施設計画を定めることとしており、平成 32 年度の策定に向け、現在作業を進めているところであります。

次に、2件目の町有林の有効活用について、お答えをいたします。

現在、町有林は、葛巻、江川、田部の3事業区に区分して管理しており、総面積は1,658~クタールで、うち人工林が54パーセントに対し、天然林が46パーセントであります。また、人工林の樹種別構成は、アカマツ49パーセント、カラマツ43パーセント、スギ3パーセントであるほか、天然林では、アカマツ32パーセント、ナラ2パーセント、その他が66パーセントとなっており、人工林の林齢別構成は、45年生以下が全体の17パーセント、46年生から55年生までが45パーセント、56年生から65年生までが35パーセントとなっております。

町では、基幹産業のひとつである林業の計画的、適切な管理に努めるため、葛巻町森 林整備計画を策定し、森林整備の基本的な考え方や管理に係る施業方針を定め、5年ご とに内容を見直しながら、造林や保育、伐採などの管理を行ってきており、ここ数年は、 年間30から50~クタール程度で、植栽、間伐、下刈などの施業を実施しております。

こうした中、木材価格が長期にわたり低迷していた平成 |3 年度、町有林においては販売に有利な大径木とするため、人工林の主伐時期を標準伐期齢の 2 倍から |0 年を減じた林齢まで育成する森林施業計画を作成し、カラマツは 60 年、アカマツは 70 年、スギは 80 年まで伐採を行わないことで管理を行ってきたところであります。

現在、県内の木材需要は、北上市に大型合板工場が稼働したことや、一戸町や野田村での木質バイオマス発電施設が稼働したことなどにより、増加傾向にあるとのことではありますが、木材市況につきましては、若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移していると伺っております。

このような状況を踏まえまして、町有林の人工林におきましては、今後、伐期を向か

える林地が出てくることから、木材市況等を見ながら計画的に主伐や再造林を行うとと もに、これまでと同様に間伐、保育などの育林作業を計画的に進めてまいる考えであり ます。

また、町では、これまでも酪農や林業等の | 次産業を振興することで、担い手や若者の働く場の確保はもちろんのこと、移住・定住が促進されるよう様々な対策を講じてきたところであります。

基幹産業のひとつである林業の振興、森林整備の推進を図るためには、林業従事者や担い手の確保が重要であり、町としましても、県や全国森林組合連合会等で実施している、いわて林業アカデミーや緑の雇用事業などの林業従事者の確保、育成に向けた事業等の周知を図りながら、関係機関と連携し、必要な支援を行い、新たな雇用につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長(中崎和久君)

辰柳敬一君。

8番(辰柳敬一君)

私は、定住対策、特にも子育でを、ぜひ葛巻でというようなことになる場合でありますが、以前から保育園の改修については何回か質問が出されております。現在、就学前教育のあり方ということで検討をされているというように伺っておりますが、いわゆる建設は財源等もあることから数年後になるかとは思いますが、将来、葛巻の保育行政は小学校との関連であるとか、こういうように、こういう場所へつくりますよというようなことを町内外に示すことが定住化にもつながるのではないのかというように思いますので、その就学前教育のあり方検討会の内容はどのようなことを検討されているのか、お伺いをします。

議長 (中崎和久君)

教育次長。

教育委員会事務局次長 (石角則行君)

ただいまの辰柳議員さんの就学前教育の内容についてということで、お答えしたいと 思います。

まず、今年度、設置しました就学前教育の在り方についての検討委員会については、 二つの大きな点について考えております。ひとつはソフト面ということで、子どもたち をどう学び、育てということを進めていくかということで、まずは小学校との連携をし ながら、保育園の学びの部分を進めていくと、ソフト面の部分、そして、もうひとつが、 その施設整備についてという大きな二つについてを考えております。

ご質問のありました施設整備のあり方については、昨年度、父母等から保育園のあり方についてのアンケートをとったことでございます。その内容は |2 月にも若干ご説明を申し上げましたが、まず、概ね今の学校のあるそれぞれの地域に保育園はあった方が

いいということで、ご回答はいただいておるものでございます。そして、安全・安心に つきまして、若干、現在の建物がある場所が川沿いにあるところが3施設ほどありまし て、何かの対策、雨のときとか、そういったときは、こちらでも手立てをしております が、想定し得ないような大規模災害というのも全国的に見舞われております。そういっ た中を考えますと、今のところでは若干の不安を感じるということは、議員からのご質 問のとおりでございます。そういった部分を考え、小学校との連携、そして、安全・安 心に配慮したということで、方向性としては4地区にあるところに設置がひとつの条件 であるということでニーズを図っております。2点目とすれば、小学校と連携しながら、 その小学校に隣接、あるいは小学校の敷地内に安全・安心に配慮した部分で建てるとい うことでの検討を委員会の方では方向性、あるいは、もうひとつ大きなビジョンとしま しては、出生数の動向がかなり近年減少しているということを鑑みますと、ひとつにな るということも方策としては将来性では考えなければならないかなということは置き まして、現時点では、やはり小学校のあるところに、そのまま4地区の保育園がある方 が望ましいということで、整備の方向につきましても、来年度予算の方でも計上させて、 ご審議させていただきますが、調査ということで進めてまいりたいというような形で進 んでおるものでございます。

議長 (中崎和久君)

辰柳敬一君。

8番 (辰柳敬一君)

ぜひとも議論を重ねて、就学前教育のあり方を内外に知らしめるようにやっていただ きたいというように思います。

それから、小中学校を回ってみますと、特にも冬期間、手洗いであるとか、うがい、今年度はインフルエンザもそんなに流行はしなかったようでありますが、そういった点からいきますと、真冬に水を使わなければならない、葛巻の真冬というのは、もう氷のような水が出てくるわけでありまして、そういったことも、あるいは体育館に行きますと、ほとんどのトイレが不備であって、大概の学校では冬期間は体育館のトイレは使っておりませんとか、小中学校、ぜひとも現場に出向きまして、そんなにお金をかけなくても今できることがたくさんあると思いますが、教育委員会ではその辺をどのように要望を取りまとめ、今後取り組んでいくのか、その辺についてお伺いをいたします。

議長 (中崎和久君)

教育次長。

教育委員会事務局次長 (石角則行君)

ただいまの学校施設のトイレ、水回り等についての状況について、お答えいたします。 まず、学校施設につきましては、安全・安心ということで、数年前に耐震化はすべて させていただいておるものでございます。そして、続きまして、子どもたちにとっての 学校が快適であるという点で、水回りであるとか、トイレの部分であるというのは大変重要な部分であると認識しておるものでございます。小中学校のトイレの改修につきましても、水洗化あるいは洋式化を順次進めておる状況でございまして、古いところにつきましては順次、そのような形で改修をさせていただいておる状況でございます。また、体育館等につきましても、一部、老朽化したところで、水回りがということで、冬期間、使用を停止しているところもございます。そのようなところにつきましては、議員さんおっしゃるとおり、簡易にというか、水回りをしっかりと断熱化をすることで、大規模改修に至らなくてもいい部分につきまして等は、学校等と相談しながら順次、快適な生活が送れるような学校設備に向けて、そのようなものを調査しながら、改修に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

議長(中崎和久君)

辰柳敬一君。

8番(辰柳敬一君)

例えば盛岡タイムスでありますが、葛巻で子どもを育てれば、3人、20歳になるまでにもらえるお金は II,000,000 円にもなりますというようなことが載っております。そういったことで、各町村がいわゆる保育料の無料化であるとか、あるいは医療費の無料化などは取り組んでおります。今、やはり我が町で足りないと思うのが、子どもたちへの教育環境がちょっと悪い、新しく整備された学校等はいいわけでありますが、中学校であったり、小学校であったり、大変老朽化の進んでいる学校がございますので、その辺を今後重点的にやっていかなければいけないのではないかというように思います。そこで、今後の公共施設、いわゆる利用頻度の高い、安全性、快適性、保育園、学校、各センターの整備も順次図られておりますが、今後、町として整備の方針、あるいは、その辺の子どもたちの教育環境をもう少し、高齢者の皆さんについては IOO 円バスであるとか大変進んでおります。そういったことで、今後、特にも子どもを産み育てたいというようなことを葛巻でというような場合には、もう少し選択をしながら整備を進めるべきと思います。そういったことで、今後の町としての方針、整備のあり方について、お伺いをいたします。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答え申し上げます。

今後の公共施設の整備のあり方ということでございますが、これにつきましては、町 長答弁でも申し上げましたとおり、現在、公共施設の総合管理計画を踏まえまして、施 設類型ごとに、公共施設の個別の計画の策定作業に今から入るところであります。

そうした中に、今回、保育所、学校、集会施設ということ等でありますが、保育所の

整備につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、就学前教育のあり方、方針の検討を庁舎内に、去年の5月に幹事会、委員会を立ち上げまして、それぞれ5回ほど検討を重ねてきたところであります。そういう中に、先ほどお答え申し上げましたように、住民の保護者のアンケート調査等々からしますと、各小学校ごとに保育園が望ましいというような、そういう調査結果であります。

そうした中で、子育てにやさしい、総合的な、やはり環境づくりといいますか、これらの観点から、先ほど申し上げましたように、老朽化している保育所の施設等々につきましては再整備というような方向の中で、今、方針を取りまとめ中でありますが、最終段階でありますが、この取りまとめをした中で、議会の皆様方にも、その方針を説明させていただきたいと、このようにも思っておるところであります。

全体的な話になるわけでありますが、そのほかの施設という観点につきましては、先ほどお話ありますように、やはり、その子どもたちの学校施設、あるいは保育所等におきましては、そういう子どもたちの教育の環境をしっかりと整えていかなければならないと、おっしゃるとおりであります。そういう中にも、今、人口減少あるいは高齢化なども進んできておりますので、そういう社会情勢のニーズもしっかりと、住民のニーズも的確に捉えながら、今後の整備を進めていかなければならないと、このように思っておりますし、併せまして、高齢化という大きく状況が変わってきている中でも、各施設の利便性といいますか、これらについてもしっかりと見直しながら検討していかなければならない公共施設のあり方になってきていると、このようにも感じておりますので、今後、広く公共施設の整備にあたりまして更新、多くあるわけでありますが、そういう方針をしっかりと捉え、立てながら、今後進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(中崎和久君)

辰柳敬一君。

8番 (辰柳敬一君)

それでは、町有林の有効活用について、お伺いをいたします。新年度の予算では、立木を販売する予算計上はされておりません。本町には、カラマツでも伐期を迎えている山林があるというように思っておりますが、ここ数年は主伐を行っておりません。そういったことで、働く場、先ほど町長の答弁にも、「次産業である山の有効活用というお話もございましたが、町有林の今後の伐採等々の計画はあるのか、もし、あるとしたら、どういうように考えているのかについて、お伺いをいたします。

議長 (中崎和久君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長(山下弘司君)

ただいまのご質問に、お答えいたします。

町内の森林整備につきましては、町で計画しております森林の管理の基本的なことを 定める町の森林経営計画がございます。これに基づいて、町有林の方も管理しておりま すが、施業等につきましては、森林経営計画というものがございまして、それを5年ご とに作成しながら、造林、保育、伐採等の作業を実施しているところでございます。町 の森林経営整備計画の中では、樹種の伐期が定められてございまして、アカマツについ ては40年、それから、カラマツにつきましては35年、スギにつきましては45年とな っているところでございます。現在の町有林の人工林の林齢につきましては、46 年生 以上の林地が全体の8割以上を占めている状況でございます。標準伐期からすると、伐 期を越えているような形になるわけですが、町有林につきましては、平成 13 年度に当 時の木材市況等も踏まえまして、販売に有利な大径木として販売していく方向で造林融 資等の借り換え等も行ってきてございます。その際に、伐期齢が、カラマツについては 60年、それから、アカマツについては70年、スギは80年まで主伐を行い、長期伐期 施業で管理していくということが定められておりまして、それに基づいて管理してきて いる関係で、ここ 15 年ほどは主伐は行ってきていない状況となってございます。ただ、 今後は、60年生以上を超える林地も出てくる状況となってまいりますので、また、保 安林に指定されている林地等もございますので、そういった関係の調整もしながら、計 画的に伐期をする方向で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いした いと思います。

議長 (中崎和久君)

辰柳敬一君。

8番 (辰柳敬一君)

例えばカラマツの場合 | 町歩 1,000,000 円に売れる、そうしますと、再造林しても500,000 円くらいで済むように伺っております。それから、 | 町歩当たり、再造林する場合40人くらいの働く人の確保もできるようであります。私はなんとしても、この定住化を進める、あるいは子どもを産む環境をつくるためには、町有林あるいは民有林を併せて、定住化と組み合わせながら有効活用を図っていけば、本町の林業振興も図られるというように思います。あるいは、また、キノコ等も大変、この頃、山に行っても採れなくなってきております。そういったことで、ナラの木を伐採して、キノコ産業等もひとつの企業を起こすというようなことでいいのではないかというように思います。

そういったことで、町長は、これまでも畜産公社での椎茸栽培、あるいは道の駅でのキノコ類の販売、特にも本町の道の駅は、そういった他にはない特徴を持っておるわけでありますが、あらゆる方法を考えながら、山の有効活用を考えるということが、これからの我が町の定住化、人口増に向けた、ひとつの大きな対策になるのではないのかなと、ただ、では、何をどうやればというと、なかなか案がないわけでありますが、そういった点では、町長はワインづくりから、あるいはペレットであったり、そういったことで、以前は財産区の管理委員会というのがあって、いろいろ山の有効活用を研究し、勉強したわけでありますが、我が町でも今後、何かそういった組織も必要ではないのか

なというようにも考えるわけですが、最後に町長から、そういったことで、この山の有効活用、特にも8割も我が町には山があるわけでありますから、森林組合と一体となって事業をやることによって何かができるのではないかというように思うわけでありますが、その点について町長からひとつ何か良いあれがないのかお話を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

議長(中崎和久君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

そういう形で振られるとは思っておりませんでしたが、せっかくご質問を頂戴いたしましたので、お答えをさせていただきます。

86 パーセントが森林、山の町くずまきでありまして、古くから町の大きな基幹産業としての役割を担って、まちづくりに、その時代、その時代で活用しながら今に至っているものであります。そもそも酪農の町くずまきを実現するときに、昭和50年代、山を活用して、そして、放牧し、採草地をつくり、その山も1,000メートル級の山々を活用し、大径木が育つ、標高の低いところ、裾野の低いところの山を開発するということではなくて、未利用している用地を開発し、山を活用して、酪農のまちづくりに取り組んできた経緯もあるわけであります。それから、また、特用林産物、椎茸でありましたり、あるいは山ぶどうでありましたり、山菜等も含めて、特用林産物の振興に力を入れた時代もあったわけであります。

そうした中で、今後、より一層、山林の持つ機能、多面的な機能を最大限に活用しながら、都市の若い方々を呼び町に住んでいただく、これは大いに考えていかなければならないものと、そのように常に思っているところでありますし、林業に従事をして、町に来たいというように思って来ていただける方は、これまでも、ぜひということで、期待に添うような受け入れをしようと努力はしてきたものでありますが、なかなか長期にわたって、定住には至っていない、大きな実績として現れてはいない、ないわけではないわけでありますが、それを、なんとか今後大きく若者定住、Uターン、Iターンにつなげるようにしてまいりたいと、そのように思っているところであります。

そういった中での、この山の手入れ、造林、育林事業のみならず、木工でありましたり、民芸品でありましたり、そういった工房等の設置もまちなかで考えられないものかなと、したいものだなと、そういった技術を持った人も呼び込めればいいなというようにも思っているところでありまして、どういう形でも、町の林業で葛巻に住んで、町の林業に従事をしながら葛巻に住みたいという方がおられましたら、皆さんからも情報収集していただき我々に情報をいただければ期待に応えられるように取り組んでまいりたいというように思っておりますので、今後におきましても、酪農、林業は町の基幹産業の大きなひとつとして、どういった角度からも全力で取り組んでまいりたいというように思うものでありますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

議長(中崎和久君)

辰柳敬一君。

8番 (辰柳敬一君)

大変、有効に活用することによっては、大きな産業になるのだろうなと思います。 そこで、最後でありますが、今お話されたようなことを実現に向けて進めるために、 いわゆる、そういった検討委員会等、いろいろな大学の先生であるとかから、いろいろ なアイディアを出してもらって取り組むべきだというように思うのですが、そういった 検討委員会なるものを立ち上げる気はあるのか、ないのか、それを最後に伺って終わり たいと思います。

議長(中崎和久君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

失礼しました。それにつきましては、とりあえず内部でしっかり検討をして、何をやりたいか、何をできるか、内部の熱い思いがない限り、事業というのは成功するものではないというように思っておりますので、内部で「回議論をしながら、熱い思いを持って何々をやりたいと、そのときに外部のスペシャリストをお願いして、委員会を立ち上げるというような方向にいきたいというように思うものでありまして、最初から外部の意見をいただいて、何をやったらいいでしょうかではないというように思っておりますので、内部で当面は検討させていただきたいというように思います。その後について、外部からの識者をお願いできればしたいというように思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

8番 (辰柳敬一君)

終わります。

議長 (中崎和久君)

ここで、午後 | 時半まで休憩します。

(休憩時刻 | 2時 | 4分)

(再開時刻 | 3時30分)

議長(中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。 6番、姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

私の質問は「点であります。病院の入口の整備についてでありますが、病院が完成してから「年半になりますが、早いものです。患者さんに利用していただき、医師や看護師さんが、とても明るく患者さんと話し合ってくれているようでございます。毎日、頑張っていただいておりますが、病院の入口の周辺の整備が進まないわけですが、病院の検討委員会で入口の話し合いがなかったのか伺います。

2点目ですが、病院に来る患者さんの足元が特に悪いが、どのように考えていますか。 三つ目ですが、昨年の |2 月定例会議にも触れましたが、庁舎が完成してからという 話でしたが、果たして、いつ頃、病院の前の周辺の整備が終わるのか伺います。よろし くお願いします。

議長(中崎和久君)

町長。

町長 (鈴木重男君)

ただいまの姉帯議員の質問に、お答えをいたします。

ご質問の新病院の入口整備について、お答えをいたします。

上点目の病院の検討委員会で入口の話合いがなかったのかについてであります。

葛巻病院では、経営状況の審議機関として、職員で構成される葛巻病院経営検討委員会のほか、住民の代表などで構成する病院経営審議委員会の二つの委員会を設置しており、それぞれ年2回ほど会議を開催しているところであります。これらの委員会では、主に病院の予算や決算に関する事項のほか、診療体制等の病院経営全般について議題とするものでありますが、これまでの会議の中におきまして病院の入口の件については、議題、話題となっていないところであります。

次に、2点目の病院に来る患者さんの足元が特に悪いがどのように考えているかについてであります。

葛巻病院に来院される方は、平日の日中につきましては役場側の西口と葛巻小学校側の東口の2カ所の玄関を利用していただいておりますが、調剤薬局やバス停がある西口玄関の利用が多い状況にあります。西口玄関につきましては、町道との接続が段差となっているため、階段を設置しておりますが、冬期間は屋根から落雪するおそれがあることから、南側に迂回していただくことにしており、特に足元が悪くなるこの時期は、ご不便をおかけしていると、そのように認識をいたしております。

当初、旧病院の解体撤去後に、病院の駐車場などの舗装を含む外構工事を実施する予定でありましたが、役場新庁舎について、病院と隣接させる形で整備することとしたことから、施工の重複を避けるため、ご不便をおかけしますが、当面の間は、現況での利用をお願いするものであります。

次に、3点目のいつ頃、病院の前、周辺の整備が終わるかについてであります。

外構工事につきましては、新たなまちの拠点となる役場新庁舎の整備と併せて一体的に実施することで、デザインの統一感、安全性に配慮した人、乗り物の動線の確保、施設間の往来の利便性の向上などが図られるものであります。

現在、役場新庁舎の整備につきましては、大きく二つに分けて工事を行う予定でありますが、病院に隣接整備する新庁舎棟と、病院前を含めた周辺の外構工事につきましては、 | 期工事としており、平成 3 | 年度上期の発注、完成は 2 年後の平成 32 年度末を目指しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長(中崎和久君)

姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

今の町長さんからの話であれば、当面はこのままでやっていただきたいというような話と受け止めました。ただ、新庁舎が完成してから全体を整備するということになっていますけども、まだまだ年数や時間もかかると思いますが、この点については、病院局長はどのように考えていますか。

議長(中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長(松浦利明君)

役場庁舎の | 期工事が平成32年度末の完成を目指すということでありますので、それと同時に病院の方も完成するのが理想ではあるというように、現時点では思っているところであります。

議長 (中崎和久君)

姉帯春治君。

6番(姉帯春治君)

私の考えは、新庁舎は順調にいっても、まず、33 年の3月いっぱいはかかるということではないでしょうか。それには間違いはないように進めるわけでございますか。そこをお願いします。

議長 (中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長(松浦利明君)

はい。32 年度末までには完成するように進めたいというのが現時点での意向でございます。

議長(中崎和久君)

姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

今、局長は32年と言いましたけども、32年の事業で、33年の3月までに完成するということでしょうか。

議長 (中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長(松浦利明君)

はい、そういうことでございます。

議長(中崎和久君)

姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

今、建っている病院も、もっと早く事業が進めるようにということで頑張っていましたけども、6カ月、何カ月くらいか遅れましたけども、例えば、この庁舎は遅れるようなこともあるような想定は考えていないのか。

議長 (中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長(松浦利明君)

そこは、庁舎建築の担当課と十分連携を図りながら進めてまいりたいと思っていると ころでございます。

議長(中崎和久君)

姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

病院に来る患者さんは、今のところ患者バスで病院に来るようになりました。患者さんは有り難く利用していると思います。患者バスは病院の前で降ろしていただき、病院に入っていくわけですが、このような考えを私は持っていますけども、この件については、局長としてはどういうように考えていますか。

議長 (中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長(松浦利明君)

患者バスでございましたけども、最近、注意深く観察しておりましたら、降りるときは葛巻小学校側から降りるようにしているバスがあるようでございます。そして、受付の方に葛巻小学校側から入っていくと、それから、お帰りの際は西口、役場側のところに待合室がございます。そこから乗っていかれるようになるわけでございますが、年末にバスが玄関のすぐ脇に来るようにバス停を移動しましたので、バスの乗り降りにつきましては現時点では非常に、以前に比べたら便利になっているということで、今後とも外構工事が完成するまでは、そのようなことで利用いただければいいなというように思っているところでございます。

議長 (中崎和久君)

姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

どうでしょうか。私の考えですけども、おそらく、あのような階段をつけるということは、予備でつけたのではないかなと思っていますが、確かに見ていますと、高齢者の方が多くなっていますので大変なように見ています。この辺は、あちこちから乗り入れするということではなくて、やはり決まったところで乗り入れはするようにしていけば安全性もあるかなと思っています。どのように考えていますか。

議長(中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長(松浦利明君)

ひとつは、その階段につきましては、現在、病院の建設をする業者が仮設にスロープをつけていただいたところでございました。屋根から雪が落ちる、冬期間については、そこを通行止めにしておりましたけども、夏場の間はそこを使って病院に出入りをしていただいたところでございました。

患者バスにつきましては、バス停が移動してから階段を利用しないでフラットな形で、 葛巻小学校側も、それから、役場側も病院の入口には入れるようなことになっておりま すので、階段の部分は、そういう意味からすれば、ある程度改善はされているというよ うに認識しております。

議長 (中崎和久君)

姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

冬場は小学校側から入るというような話がありましたけども、冬は今年だけではなくて毎年なのですよね、雪が落ちるのは。その辺は早めに改善しなければならないと思いますが、この点については、ずっと、そうしていくのか。また、私の考えですけども、

例えば今の階段のところをもう少し整備をして、バスがそこに上がって、そして、乗り入れするように考えていった方がいいだろうし、また、12月も話をしていますけども、 屋根つきのバス停を考えてもらえれば、そういう心配がないのかなと思っておりますが、 その点については、どのように考えているのか伺います。

議長(中崎和久君)

病院事務局長。

病院事務局長(松浦利明君)

それらのことにつきましては、32年度末、33年の3月までには解決できるように調整しながら、今後進めてまいりたいというように思っているところでございます。

議長 (中崎和久君)

姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

新しい病院の事業も、お陰様で完成してから、町民の患者さん、町外の患者さんが多く利用していただいておりますが、階段は、高齢はかなり無理だと思っております。また、車椅子の患者さんが増えているように見ております。車椅子で歩く人も増えていると思っております。町長は患者さんのことを考えて病院を建ててくれて、完成したと思いますので、町民の皆さんから多く利用していただくには、このままで町長はよいでしょうか。町長からお願いします。

議長(中崎和久君)

町長。

町長(鈴木重男君)

病院を利用いただく患者さんにつきましては、利便性、そして、安全性については最大限配慮していかなければならないもの、そのように思っているところであります。でありますが、先ほど以来申し上げておりますとおり、この先、新庁舎の建設も併せて進めることになるものでありますので、その点の整合性、合理性も含めまして、ご不便を大きくかけることのないように早期に対応してまいりたい、そのように思っているものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長(中崎和久君)

姉帯春治君。

6番 (姉帯春治君)

町長は患者さんの皆さんに不便をかけないというのですけども、本当は不便を感じて

いるのですよね。私も病院に行ってみて。だから、できれば庁舎と病院側と、その設置部分については切り離した形でも、おそらく病院側は上げるも下がるもしないと思い、と思うのですよ。だから、病院の玄関までは設置してもいいのではないかなと思っていますけども、このようなことを、町民皆が大変なようですので、早く考えていただきたいと思っております。まず、私は終わります。ありがとうございました。

議長(中崎和久君)

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

(休憩時刻 | 3時48分)(再開時刻 | 3時49分)

議長(中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、副町長より発言の申し出がありますので、これを許します。 副町長。

副町長 (觸澤義美君)

それでは、発言をお許しいただきまして、お願いいたします。

今定例会議の開催にあたりまして、3月1日にご提案を申し上げました。その中で、 議案の2件につきまして誤りがございましたので、撤回し、再提案をさせていただきま すので、よろしくお願いを申し上げます。

内容といたしましては、水道事業会計の当初予算案及び補正予算、30 年度の補正予算であります。それから、その中で、数カ所に数値の誤りがありましたので、議案を撤回いたしまして、再提案をさせていただくものであります。また、病院事業会計の 31 年度当初予算の付属資料の一部に誤り記載がございましたので、こちらは訂正を申し入れさせていただくものであります。

議案につきましては、議案の配布前に課長等による内容の確認会議を開催するなど、 慎重に取り組んできたところでありましたが、数字に誤りがあり、ご迷惑をおかけいた しました。誠に大変申し訳なく思っておるところであります。今後、このようなことが 発生しないように、改めまして、議案の調整につきましてチェックの体制を厳しくし、 慎重に業務を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(中崎和久君)

次に、3月1日、町長から提出された、議案第6号、平成31年度葛巻町国民健康保 険病院事業会計予算について、訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。

先ほどの議会運営委員会の協議を踏まえ、お手元に配布のとおり、平成3|年度葛巻

町国民健康保険病院事業会計予算の訂正の件を日程に追加し、追加日程第 | として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、平成 3 | 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算の訂正の件を日程に 追加し、追加日程第 | として、議題とすることに決定しました。

追加日程第 | 、議案第 6 号、平成 3 | 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算の訂正の件を、議題とします。

訂正理由の説明を求めます。

病院事務局長。

病院事務局長(松浦利明君)

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の見え消し表の方で説明をさせていただきます。16 ページをご覧いただきた いと思います。中段付近になりますが、建設企業債利息の件数でございます。15 件と いうところを 18件と修正させていただきたいものでございます。続きまして、19ペー ジでございます。企業債償還元金 15件のところを 8件と修正させていただきたいとい うことで、お願いいたします。続きまして、32ページでございます。級別職員数のと ころでございます。医師職のところですが、3|年度分、上段の方ですが、端数の調整 でございます。合計が足して 100 になるように調整するものでございます。続きまして、 医療技術職でございます。31 年度分は同じく端数調整でございます。30 年度の分につ きましては、人数の調整でございまして、9人とするものでございまして、4級と3級 のところも訂正をお願いしたいと思います。結果といたしまして、前年度と今年度、全 く同じ数字になるものでございます。それから、看護保健職でございますが、ここは前 年度、当年度とも小数点の調整でございます。続きまして、37 ページ、企業債の明細 書でございます。一番下段に 31 年度の借入予定額となります 4,700,000 円につきまし て、半分を過疎債として、病院事業債と2件、ここに追加するものでございます。合計 の残高が、これは2,744,800,000円ということになります。それから、当年度の償還額 のところ、26 年度借入分が 4,603,759 円追加ということになりまして、当該年度の償 還額 73, 658, 251 円となるものでございまして、ここについては、予算額では、このと おり計上しておりますので、予算の方の影響はございません。それから、現在高につき ましても、上の方の方を36,996,241円といたしまして、合計が2,659,745,737円とな るものでございます。なお、企業債の現在高につきましては、貸借対照表は正しい数値 で作っておりましたので、影響はございません。

修正に至りましたことを、心からお詫びを申し上げて、提案理由の説明とさせていた だきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(中崎和久君)

訂正理由の説明が終わりました。

お諮りします。

平成 3I 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算の訂正の件を、許可することに、 ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、平成 3I 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算の訂正の件を、許可することに決定しました。

次に、3月1日、町長から提出された、議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算及び議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)の2件について、撤回したいとの申し出がありました。

お諮りします。

先ほどの議会運営委員会の協議を踏まえ、お手元に配布したとおり、平成31年度葛巻町水道事業会計予算の撤回の件及び平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)の撤回の件の2件を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、平成3|年度葛巻町水道事業会計予算の撤回の件及び平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)の撤回の件の2件を日程に追加し、追加日程第2及び追加日程第3としてとして、議題とすることに決定しました。

お諮りします。

平成3|年度葛巻町水道事業会計予算の撤回の件及び平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)の撤回の件の2件を、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、この2件を一括議題とすることに決定しました。

撤回理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 (中山優彦君)

それでは、撤回の理由について、ご説明を申し上げます。

議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算及び議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、議案の内容に誤りがございましたので、ここに撤回のお願いをしたいと思います。

内容につきまして、ご説明をいたします。

まず、議案第7号、平成3|年度葛巻町水道事業会計予算について、ご説明をいたします

2ページをお開きいただきたいと思います。

企業債限度額について、数値の誤りがございました。企業債限度額 | 億円について訂正するものでございますけれども、こちらの金額を、第4条、収入、第 | 款、 | 項、企業債 | 10,000,000 円と同額に訂正させていただきたいと存じます。

次に、14ページをお開き願います。

キャッシュフロー計算書の |、業務活動によるキャッシュフローにおきまして、数字の誤りがございました。支払利息及び小計並びに利息の支払額を訂正するものでございますが、支払利息 |,888,000 円を |8,243,000 円に、それから、小計 53,576,000 円を 69,931,000 円に、それから、利息の支払額、マイナス |,888,000 円をマイナス |8,243,000 円に訂正させていただきたいと存じます。

続きまして、議案第 | 3 号、平成 30 年度葛巻町水道事業会計補正予算(第 2 号)について、内容のご説明を申し上げます。 | ページをお願いいたします。

第3条の第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額について、数値の誤りがございました。収入についてでございますけれども、第 | 款、資本的収入の補正予定額、マイナス35,486,000円及びその隣の計になりますけれども38,184,000円について訂正するものでございますが、補正予定額をマイナス35,526,000円に、それから、計について381,800,000円に訂正させていただきたいと存じます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

上段の支出と、その下に記載しております第4条との間に、企業債について、限度額の変更を行い記載するべきところでございましたけれども、その企業債の補正内容を記載していなかったため、限度額の変更を含め記載させていただきたいと存じます。したがいまして、企業債を第4条として記載させていただき、第4条としている予算、第7条に定めた経費につきましては、第5条と訂正させていただきたいと存じます。

続いて、7ページをお開きいただきたいと思います。

キャッシュフロー計算書の下段でございますけれども、資金期首残高及び資金期末残高について、記載方法に誤りがございました。期首残高についてでございますけれども、平成30年度当初予算における期首残高 180,128,000 円を今回の期首残高として記載をしておりましたけれども、現在、実績により金額は確定しておりまして、その確定した金額を記載すべきところでございました。したがいまして、確定している金額 184,602,000 円と訂正させていただきたく存じます。また、この訂正に伴いまして、合計額でございます期末残高につきまして 181,095,000 円としておりましたけれども、こちらの金額を 185,869,000 円と訂正させていただきたいと存じます。

以上が内容となりますけれども、このたびの訂正でございますけれども、転記ミスなどの数値の誤りが主なものでございまして、今後は資料の確認、点検をより精度を高めて正確にしなければならないと反省をしているところでございます。お詫びを申し上げまして、撤回理由の説明とさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

議長(中崎和久君)

撤回理由の説明が終わりました。 お諮りします。 平成3|年度葛巻町水道事業会計予算の撤回の件を許可することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、平成 3I 年度葛巻町水道事業会計予算の撤回の件を、許可することに決定しました。

次に、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)の撤回の件を許可する ことに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第2号)の撤回の件を、 許可することに決定しました。

次に、追加日程第4、議案第7号、平成3|年度葛巻町水道事業会計予算及び追加日程第5、議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)の2件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 (中山優彦君)

議案第7号、平成31年度葛巻町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。 第2条、業務の予定量について、ご説明をいたします。給水戸数でございますけれど も、現在2,694戸となっておりまして、水道普及率は94パーセントということになっ ております。(4)に飛びますけれども、主要な建設改良事業ということで、市部内の沢 配水管移設工事10,000,000円、新たに計上するものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について、ご説明いたします。収入でございますけれども、第 | 款、水道事業収益、それから、支出でございますが、第 | 款、水道事業費用 207, 210,000 円とするものでございまして、詳細につきましては、内訳表にてご説明をいたします。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額について、ご説明いたします。収入でございますけれども、第 | 款、資本的収入 61,924,000 円、それから、支出でございますけれども、第 | 款、資本的支出 102,273,000 円とするものでございまして、こちらにつきましても、詳細につきましては、内訳表にてご説明をいたします。

第5条及び第6条につきましては、予算規模に応じた限度額を定めているものでございまして、第5条、企業債につきましては 10,000,000 円とするものでございます。

それから、第6条、一時借入金の限度額は2億円と定めるものでございます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、これにつきましては、 職員給与費28,276,000円でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

第8条、水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,998,000円でございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は5,200,000円と定めるものでございます。

4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

まず、収入について、ご説明いたします。 | 款、 | 項、 | 目、 | 節、水道料金でございますけれども、こちらは | 18,900,000 円を見込んでいるものでございます。 | 款、2項、営業外収益でございますが、他の会計補助金、それから、長期前受金戻入などを計上するものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

支出について、主な点をご説明いたします。 | 款、 | 項、 | 目、 | 節、賃金でございますけれども、こちらは保守点検作業を実施していただいている作業員の賃金でございます。それから、委託料、6節、委託料でございますけれども、こちらの主なものは水質検査の業務が主なものでございます。それから、8節の修繕費でございますけれども、経年劣化による漏水等の修繕対応を見込んで計上するものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

11 節、材料費、それから、13 節、工事請負費、水道メーターとございますけれども、 法定義務によりまして、毎年 300 戸程度を交換しているものでございます。それから、 総係費の報酬でございますけれども、こちらは | 年に一度、運営審議会を開催しており ますけれども、その委員の方々への報酬等を見込むものでございます。

||ページをお開きいただきたいと思います。

ここからは資本的収入及び支出について、ご説明いたします。

収入でございますけれども、 | 款、 | 項、 | 目、企業債 | 0,000,000 円、こちらは市部内の沢配水管移設工事でございますが、現在、岩手県で砂防事業の方を進めていただいておりますけれども、その施工に伴いまして、水道管の移設が必要になったことから計上するものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございますけれども、| 款、| 項、| 目、配水施設費、工事請負費ですけども、 10,000,000 円ですが、こちらも先ほどの説明と同じでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

キャッシュフロー計算書について、ご説明いたします。当期純利益、マイナス 16,435,000 円、減価償却費 106,110,000 円、それから、長期前受金戻入額、マイナス 37,243,000 円、支払利息 18,243,000 円、これらの数値を合計いたしまして、小計でご ざいますけれども 69,931,000 円となりまして、こちらの方に利息及び配当金の受取額、それから、利息の支払額をプラスいたしまして、業務活動によるキャッシュフローは 51,689,000 円となるものでございます。

15ページをご覧いただきたいと思います。

投資活動によるキャッシュフローでございますけれども、有形固定資産の取得による 支出分、マイナス 9,259,000 円となるものでございます。3 番、財務活動によるキャッ シュフローについてでございますけれども、右側の数値を合計いたしまして、マイナス30,347,000 円となるものでございます。一番下段のところの欄でございますけれども、資金期末残高でございますが、資金増加額 | 2,083,000 円を、期首残高 | 85,869,000 円に加えまして、合計額が | 97,952,000 円となるものでございます。

16ページ以降の貸借対照表、18ページの損益計算書につきましては、お目通しをいただきまして、ご審議賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 13 号、平成 30 年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第2号)について、ご説明申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

収入でございますけれども、第 | 款、水道事業収益 2,738,000 円減額いたしまして 179,062,000 円とするものでございます。

支出でございますけれども、第 | 款、水道事業費用 7, 292, 000 円を減額いたしまして、 197, 230, 000 円とするものでございます。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

収入でございますけれども、第 | 款、資本的収入 35,486,000 円減額し、381,840,000 円とするものでございます。内容につきましては、企業債 22,100,000 円の減額、補助金 13,700,000 円の減額、その他収入 274,000 円の増額という内訳でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

支出でございますけれども、第 | 款、資本的支出、建設改良費でございますけれども、マイナス 35,526,000 円減額し、381,800,000 円とするものでございます。

第4条、企業債でございますが、こちらの起債の目的でございますけれども、江刈水 道整備事業に係るものでございますけれども、事業の実績によりまして22,100,000円 減額し、185,900,000円とするものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についてでございますけれども、職員給与費250,000円増額するものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

収入でございますけれども、| 款、| 項、| 目、長期前受金戻入 2,738,000 円を減額 するものでございます。

支出についてでございますけれども、「款、「項、「目、配水浄水、配水給水費でございますが、184,000円を増額するものでございます。

それから、3 目、減価償却費、こちらは構築物減価償却費について 7,476,000 円を減額するものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出について、ご説明いたします。

収入でございますけれども、| 款、 | 項、 | 目、企業債 22,100,000 円の減額でございますけれども、江川地区水道整備事業の工事実績によりまして減額するものでございます。補助金、国庫補助金ですけれども | 3,700,000 円の減額でございますが、こちらも先ほどの理由と同じでございます。

支出について、ご説明をいたします。 | 款、 | 項、 | 目、配水施設費 35,526,000 円 を減額するものでございますけれども、こちらは委託料、それから、工事請負費について減額するものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

キャッシュフロー計算書でございますけれども、一番下段のところの説明のみとさせていただきますが、資金増加額は1,267,000円となりまして、期首残高と合わせた期末残高は185,869,000円となるものでございます。

8ページ以降の資料につきましては、お目通しいただきまして、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(中崎和久君)

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第7号及び議案第13号の2件については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま輝くふるさと常任委員会に付託しました、議案第7号及び議案第13号の2件については、今会議中に審査を終え、3月12日の最終本会議で、委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号及び議案第 | 3号の2件については、3月 | 2日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

なお、議案第 |3号の審査については、3月5日に行い、議案第7号の審査については、3月7日に行いますので、ご承知願います。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、明日3月5日から||日までの7日間を休会としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、3月5日から | 日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、3月5日及び7日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会します ので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

(散会時刻 | 4時20分)